

令和6年度 水質検査計画



水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために欠かすことのできないものであり、水質管理の中核をなすものです。

このため、水質基準は、水道を取り巻く環境の変化に応じた見直しが行われており、より強化された、現在の水質基準が適用されています。

また、水道の水質は、地域、原水の種類や質、浄水方法などにより異なるため、それぞれの水道の状況に応じた適切な検査が求められています。

本市では、水道法施行規則第15条第6項に基づき、水質検査の適正化を確保するため、水質検査の内容や検査体制を定めた「水質検査計画」を策定しました。

目 次

I	基本方針	・・・	P	1
II	水道事業のあらまし	・・・	P	1
III	水道水源等の概況	・・・	P	5
IV	定期的な水質検査	・・・	P	6
V	臨時の水質検査	・・・	P	11
VI	水質検査の方法	・・・	P	11
VII	水質検査計画及び検査結果の公表	・・・	P	12
VIII	関係機関との連携	・・・	P	12

I 基本方針

(1) 検査地点

水質検査は、水道水質基準が適用される給水栓(各配水系統を代表する蛇口)に加え、各浄水場の取水地点(原水)でも行います。

(2) 検査項目

水質検査は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目に加え、水質管理目標設定項目など、品質管理上必要と判断した項目についても行います。

(3) 検査頻度

水質検査は、これまでの検査結果や水源の状況などを考慮し、各地点の項目ごとに検査頻度を定めて行います。

(4) その他

水質検査は、毎日行う検査については、地域住民の方の協力を得ながら市が行い、それ以外の検査については、厚生労働省の登録検査機関への委託により行います。

水質検査結果については、市のホームページに掲載します。また、市役所上下水道課でご覧いただけます。



II 水道事業のあらまし

(1) 給水状況

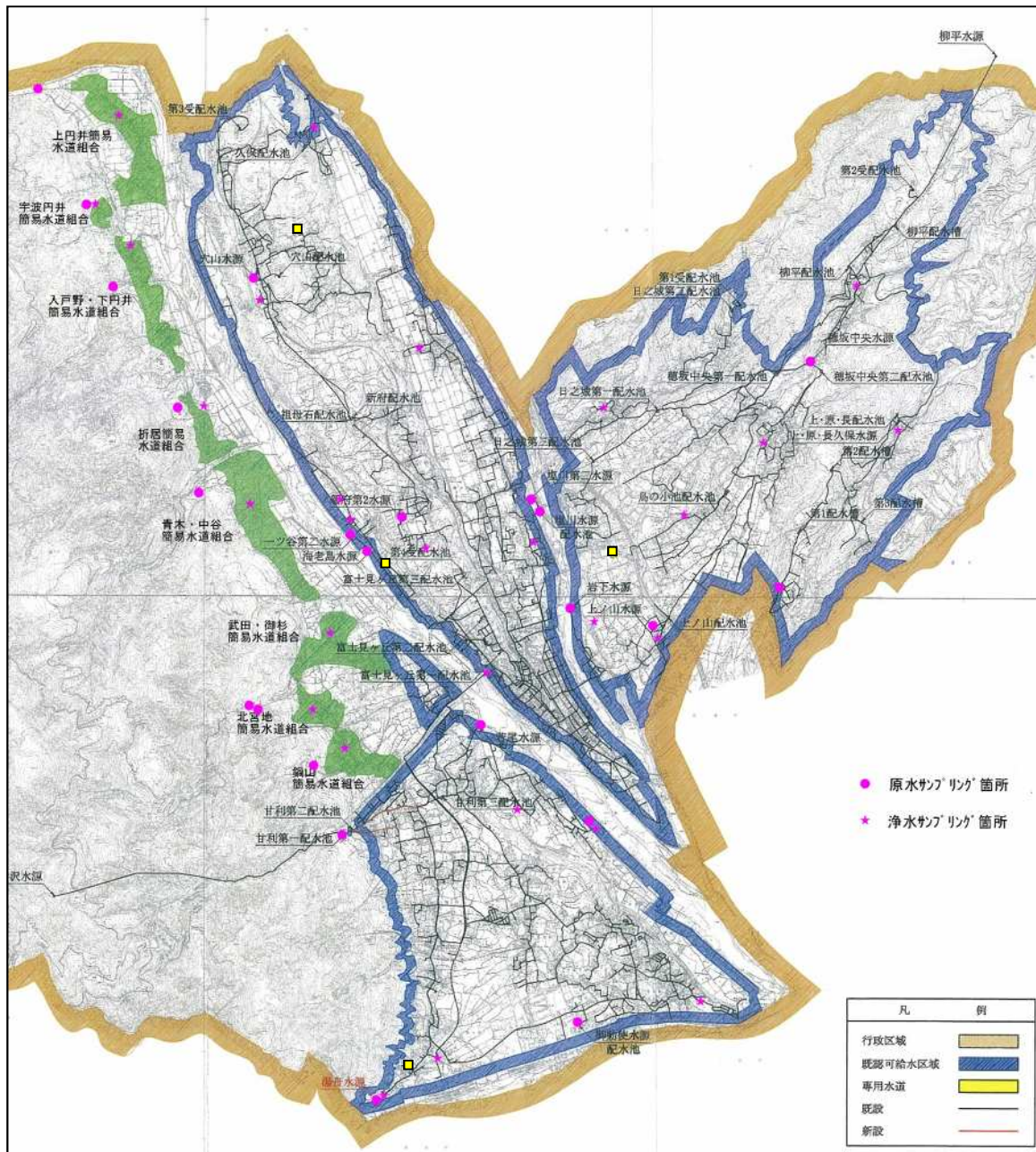
令和4年度の本市の給水状況は、「表1 給水状況」のとおりです。

また、それぞれの水道事業の給水区域は「図1 給水区域図」のとおりです。

表1 給水状況

事業の名称	韮崎市上水道	簡易水道							
		鍋山	北宮地	武田・御杉	青木・中谷	折居	入戸野・下戸井	宇波戸井	上戸井
計画給水人口(人)	28,800	700	272	430	750	260	500	280	850
現在給水人口(人)	25,117	288	165	433	511	282	180	23	546
給水世帯数(世帯)	11,828	128	73	174	217	110	99	21	285
年間給水量(千m ³)	5,081	38	18	56	70	33	23	2	105
一日平均給水量(m ³)	13,920	103	49	153	191	91	63	7	287
一日最大給水量(m ³)	16,700	193	82	169	233	129	102	42	179

図1 給水区域図



(2) 水源及び浄水場などの概要

上水道は、各浄水場で取水する地下水に加えて、峡北地域広域水道企業団から浄水を受水することにより、円野・清哲・神山以外の地区に給水しています。

簡易水道は、円野・清哲・神山地区に、各地区の山間部から流れ出る河川の伏流水等を水源とし、一部では、膜ろ過による浄水処理を行ったうえで給水しています。

上水道及び各簡易水道の水源及び浄水場などの概要は、「表2 水源及び浄水場等の概要」のとおりです。

また、峡北地域広域水道企業団塩川浄水場の概要についても、併せて記載しました。

表2 水源及び浄水場等の概要

① 上水道

配水系統	第1配水場系	第2配水場系				
浄水場	日之城	長久保・原	穂坂中央	鳥の小池	上ノ山	柳平
所在地	穂坂町三之藏	穂坂町原	穂坂町柳平	穂坂町宮久保	上ノ山	穂坂町柳平
水源	浄水受水	深井戸 浄水受水	深井戸 浄水受水	浄水受水	深井戸 浄水受水	浄水受水
年間浄水量 (千m ³)	-	85	143	-	36	-
年間受水量 (千m ³)	117	632				
浄水方法	-	塩素消毒	塩素消毒	-	塩素消毒	-
主な使用薬品	-	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	-	次亜塩素酸ナトリウム	-
主な給水区域	三之藏・日之城 ・上ノ原	上今井・原 ・長久保	三ツ沢・宮久保	鳥の小池・権現沢	上ノ山	柳平

配水系統	第3配水場系				
浄水場	穴山	新府	久保	中田藤井	祖母石
所在地	穴山町夏目	中田町中樑上野	穴山町久保	穴山町久保	祖母石
水源	深井戸 浄水受水	深井戸 浄水受水	浄水受水	浄水受水	浄水受水
年間浄水量 (千m ³)	221	38	-	-	-
年間受水量 (千m ³)	728				
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	-	-	-
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	-	-	-
主な給水区域	穴山	中樑上野・坂井 ・上野	久保	中田・藤井	祖母石

配水系統	第4配水場系				
浄水場	一ツ谷	海老島	岩下	塩川	湯舟
所在地	一ツ谷	祖母石	岩下	藤井町北下条	旭町湯舟
水源	浅井戸(2本) 浄水受水	浅井戸 浄水受水	深井戸	深井戸(1) 浅井戸(2) 浄水受水	深井戸
年間浄水量 (千m ³)	183	91	39	111	32
年間受水量 (千m ³)	1,544				-
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	葦崎	葦崎	葦崎	葦崎・藤井	旭町湯舟

配水系統	第4配水場系		
	若尾	御勅使	宝貴沢
浄水場	大草町若尾	竜岡町下條南割	旭町上條北割
所在地	大草町若尾	竜岡町下條南割	旭町上條北割
水源	深井戸(1) 浅井戸(1)	深井戸	湧水
年間浄水量 (千m3)	279	324	789
年間受水量 (千m3)	-	-	-
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒+急速ろ過
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	大草・竜岡	竜岡町	旭町



※水源が浄水受水の浄水方法及び主な使用薬品は下記（参考）塩川浄水場（峡北地域広域水道企業団）による。

第4受配水池

（参考）

塩川浄水場（峡北地域広域水道企業団）

浄水場	塩川浄水場	
所在地	北杜市須玉町江草	
年間浄水量（千m3）	4,758	
浄水方法	急速ろ過・高度処理（活性炭）	
主な使用薬品	ホリ塩化アルミニウム・粉末活性炭・次亜塩素酸ナトリウム	
配水区域	韮崎市・北杜市明野町及び須玉町・甲斐市（旧双葉町内）	
本市の受水量 (千m3/年)	第1受水池	117
	第2受水池	632
	第3受水池	728
	第4受水池	1,544

② 簡易水道

浄水場	鍋山	北宮地	武田・御杉	青木・中谷
所在地	神山町鍋山	神山町	神山町	清哲町青木
水源	伏流水（白沢川）	伏流水（豎沢川）	伏流水（奈良尾沢）	伏流水（北沢川）
年間浄水量 (千m3)	70	30	56	85
浄水方法	塩素消毒	塩素消毒・急速ろ過	塩素消毒	膜ろ過
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	神山町鍋山	神山町北宮地	神山町武田 ・清哲町御杉	清哲町青木・中谷
浄水場	折居	入戸野・下円井	宇波円井	上円井
所在地	清哲町折居	円野町下円井	円野町下円井	円野町上円井
水源	湧水	伏流水（戸沢川）	湧水	湧水
年間浄水量 (千m3)	43	34	3	65
浄水方法	塩素消毒	膜ろ過	塩素消毒	塩素消毒
主な使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム
主な給水区域	清哲町折居	円野町 下円井・入戸野	円野町宇波円井	円野町上円井

Ⅲ 水道水源等の概況

(1) 水源から浄水場までの状況と水質管理上の留意点

本市は、峡北地域広域水道企業団（塩川ダム浄水場）からの浄水受水により、上水道の給水量の半分以上をまかなっています。その他、各地区において、地下水（深井戸・浅井戸・伏流水等）を取水し、上水道や簡易水道の水源としています。

水源の種類別の状況と水質管理上の留意点は、次のとおりです。

水源の種類別	塩川浄水場からの浄水受水	地 下 水
取水状況	塩川ダム下流約3 kmの塩川（表流水）から取水し、塩川浄水場で浄水処理した後、3市に供給される。 本市では、葦崎第1～第4受水池より受水。	深井戸、浅井戸または伏流水等を取水。
水源の水質状況	水源（表流水）は、降雨等により濁度が上昇したり、地質的な由来によりヒ素が高めに検出されたりするが、塩川浄水場で水源の水質状況に応じた浄水処理（急速ろ過と活性炭）がなされている。	地質的な由来により、硬度・蒸発残留物・鉄などが高めに検出される水源がある。 伏流水は、降雨等により濁度が上昇することがある。
留意すべき項目	ヒ素	硬度・蒸発残留物など



甘利地区への送水管（武田橋）

(2) 浄水場出口から給水栓（蛇口）までの水質管理上の留意点

浄水場出口から給水栓（蛇口）までの間で、水質管理上留意すべき主な項目は、鉛と残留塩素です。

残留塩素は、毎日検査項目（消毒の残留効果）として、検査を行っています。

給水栓（蛇口）で鉛が検出されることがありますが、これは、鉛製給水管に由来するものです。市では、公道下に埋設されている鉛製配水管や給水管については、新しい水道管への取り替えを終えています。一部のお宅では宅地内に鉛製給水管が使われています。普段お使いいただいている状態では問題ありませんが、朝一番や旅行など長い間留守をされたときは、給水管に溜まっていた水を飲用以外の用途にお使いください。

貯水槽を設置されている場合、管理が不適切であると、残留塩素が減ったり、水質が悪化したりすることがありますので、適切な管理をお願いします。



市役所上下水道課の集中管理室で、多数の施設を一元管理しています

IV 定期的な水質検査

(1) 品質保証のための水質検査（法定検査）

ア 毎日行う検査

1日に1回、市内33か所の給水栓（浄水場ごとに1か所の給水栓（蛇口）を基本）において、色・濁り・消毒の残留効果の3項目の検査を行います。

イ 毎月行う検査

1か月に1回、市内28か所（上水道20か所、簡易水道8か所）の給水栓（浄水場ごとに1か所の給水栓（蛇口））において、水質変化の指標となる9項目について、水質検査を行います。

ウ 3か月に1回行う検査

3か月に1回、市内27か所の給水栓において、毎月行う検査に加えて、消毒副生成物等の検査を行います。

エ 年に1回行う検査

年に1回、市内27か所の給水栓において、水道水質基準項目のすべて(51項目)の検査を行います。

検査頻度は、法令の定めに従い、地点ごと、項目ごとに、過去の検査結果や水源などの状況を考慮し、決めています。

なお、項目によっては、過去の検査で検出されることがないなどの理由により、検査を省略したり、3年に1回の検査頻度でよい項目もありますが、本市では、少なくとも年1回の検査を実施することとします。

(「表3 水質基準項目の検査頻度」参照)

(2) 品質管理のための水質検査(独自検査)

ア 水質基準項目

水質基準項目は、給水栓(蛇口)での検査が義務づけられているものですが、本市では、市内24か所^{※1}の浄水場の入口地点の地下水(原水)^{※2}についても、消毒副生成物を除いた水質基準項目について、年1回、検査を行います。(「表3 水質基準項目の検査頻度」参照)

なお、峡北地域広域企業団においても、塩川浄水場の出口地点(浄水)や、各受水池(葦崎第2, 第4受水地の浄水)に加えて、塩川浄水場の入口地点(原水)について、同様の検査を行っています。^{※3}



給水栓での毎日検査

※1 浄水受水のための浄水場を除く24か所(上水道16か所、簡易水道8か所)。なお、受水する浄水の水質検査は、峡北地域広域水道企業団が実施しています。

※2 複数の井戸から取水している場合は、代表的な井戸で実施します。

※3 詳細は、峡北地域広域水道企業団で公表している水質検査計画及び検査結果をご覧ください。

表3 水質基準項目の検査頻度

① 上水道

Table with columns for water quality standard items, standards, and inspection frequency at various water intake points. The table lists 150 items such as bacteria, nitrates, pesticides, and heavy metals, with their respective inspection frequencies (e.g., monthly, quarterly, or once a year) across 16 different locations.

(注) 桃色の網掛けは、過去の検査結果などが一定の条件を満たす場合、給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目です。(給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目については、検査頻度を定めた理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、品質管理上の必要性から行う検査を、(濃淡)水色の網掛けは、法令で義務づけられている検査を表します。

(注) 検査頻度は次のとおりです。

- : 毎月検査を行います。
◎ : 3か月に1回検査を行います。
○ : 年に1回検査を行います。

(注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

② 簡易水道

水質基準項目	水質基準	右記浄水場入口(原水)における検査頻度	給水栓(蛇口)における検査頻度								給水栓(蛇口)での検査頻度を定めた理由	
			銅山	北宮地	武田・御杉	青木・中谷	折居	入戸野・下井	宇波井	上井		
一般細菌	100 個/mL以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査
大腸菌	検出されないこと	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかしか検出されなかった)ため。ただし、北宮地において過去の検査結果の鉛の項目で最大値が基準値の20%を超えているため、検査頻度を減らさず年4回実施。
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	◎	○	○	○	○	○	○		
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかしか検出されなかった)ため。	
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ベンゼン	0.03 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
塩素酸	0.6 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		省略不可能項目(年4回検査)
クロロ酢酸	0.01 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		省略不可能項目(年4回検査)
クロロホルム	0.06 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
臭素酸	0.01 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	省略不可能項目(年4回検査)	
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかしか検出されなかった)ため。ただし、北宮地において過去の検査結果のアルミニウムの項目で最大値が基準値の20%を超えているため、検査頻度を減らさず年4回実施。	
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	○	○	◎	○	○	○	○	○	○		
鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月検査	
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
塩化物イオン	200 mg/L以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	地質由来であるため、原水の水質が大きく変わるおそれはないが、過去の検査結果の最大値が基準値の20%を超える場合は、検査頻度を減らさず年4回実施	
蒸発残留物	500 mg/L以下	○	◎	◎	○	◎	○	◎	○	◎		
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかしか検出されなかった)ため	
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水源に、カビ臭を発生する藍藻類の発生のおそれが少ないため	
2-メチルインボルネオール	0.00001 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかしか検出されなかった)ため	
フェノール類	0.005 mg/L以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
有機物(全有機炭素の量)	3 mg/L以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
pH値	5.8以上8.6以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
味	異常でないこと	-	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
臭気	異常でないこと	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
色度	5 度以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	
濁度	2 度以下	○	●	●	●	●	●	●	●	●	毎月検査	

(注) 桃色の網掛けは、過去の検査結果などが一定の条件を満たす場合、給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目です。

(給水栓(蛇口)での検査頻度を減らすことができる項目については、検査頻度を定めた理由を明記しました。)

黄色の網掛けは、品質管理上の必要性から行う検査を、(濃淡)水色の網掛けは、法令で義務づけられている検査を表します。

(注) 検査頻度は次のとおりです。

● : 毎月検査を行います。

◎ : 3か月に1回検査を行います。

○ : 年に1回検査を行います。

(注) 検査頻度を定めた理由における「過去」とは、過去3年間をいいます。

イ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、法定の検査項目ではありませんが、品質管理に活用するため、富士川水系の本市の流末に位置する上水道一ツ谷第2水源（原水）で、年1回、検査を行います。

なお、峡北地域広域水道企業団においても、塩川浄水場の入口地点（原水）で、年1回、同様の検査を行います。*

* 詳細は、峡北地域広域水道企業団で公表している水質検査計画をご覧ください。

表4 水質管理目標設定項目の検査頻度（上水道一ツ谷第2水源）

水質管理目標設定項目	目 標	検査頻度(回/年)	
		一ツ谷第2水源 (原水)	給水栓(蛇口)
アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	—
ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	1	—
ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	1	—
削除(亜硝酸態窒素)	平成26年度水質基準に格上げ	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	1	—
削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	平成21年度水質基準に格上げ	—	—
削除(1,1,2-トリクロロエタン)	平成22年度水質管理目標設定項目より削除	—	—
トルエン	0.4 mg/L以下	1	—
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	1	—
亜塩素酸	0.6 mg/L以下	—	1
削除(塩素酸)	平成20年度水質基準に格上げ	—	—
二酸化塩素	0.6 mg/L以下	—	使用していないため、検査を省略
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	—	1
抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	—	1
農薬類	検出値と目標値の比の和として 1以下	県の検査結果を活用	—
残留塩素	1 mg/L以下	—	毎日検査として実施
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上、100mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
遊離炭酸	20 mg/L以下	1	—
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	1	—
メチルセブチルエーテル	0.02 mg/L以下	1	—
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	1	—
臭気強度(TON)	3 以下	1	—
蒸発残留物	30mg/L以上、200mg/L以下	水質基準項目として検査を実施	
濁度	1 度以下	水質基準項目として検査を実施	
pH値	7.5 程度	水質基準項目として検査を実施	
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	—
従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	—	1
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	1	—
アルミニウム	0.1 mg/L以下	—	1
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/L以下(暫定)	1	—

(注)黄色の網掛けは、品質管理上の必要性から行う検査を表します。

V 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

次のような場合に、臨時の水質検査を行います。

- 水源の水質が著しく悪化したとき
- 水源に異常があったとき
- 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- 浄水過程に異常があったとき
- 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- その他特に必要があると認められるとき

(2) 検査を行う項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、及びその他水質基準項目のうち必要な項目

VI 水質検査の方法

毎日行う検査については、地域住民の方の協力を得て市が行います。

それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行います。

(1) 委託の範囲

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

試料の採水については登録検査機関が行い、採水した試料は容器の破損防止対策を講じ、必要に応じて試料を氷冷して速やかに運搬します。

(2) 水質検査の精度及び信頼性確保について

水質検査は、実施するだけでなく、検査結果については十分な精度（正確さ）が要求されます。本市では、厚生労働省が実施した「水道水質検査精度管理に関する調査の結果」において十分な結果を出している点を考慮して検査を委託しています。

また、委託先の登録検査機関において、十分な検査がなされているかの監督を目的として、検査結果に伴う記録、精度管理の実施状況や品質管理の認証取得等の資料の提供を求め、必要に応じ検査機関の立ち入り等を行い、委託した検査結果が正しく実施されているかの確認を行います。

Ⅶ 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 公表

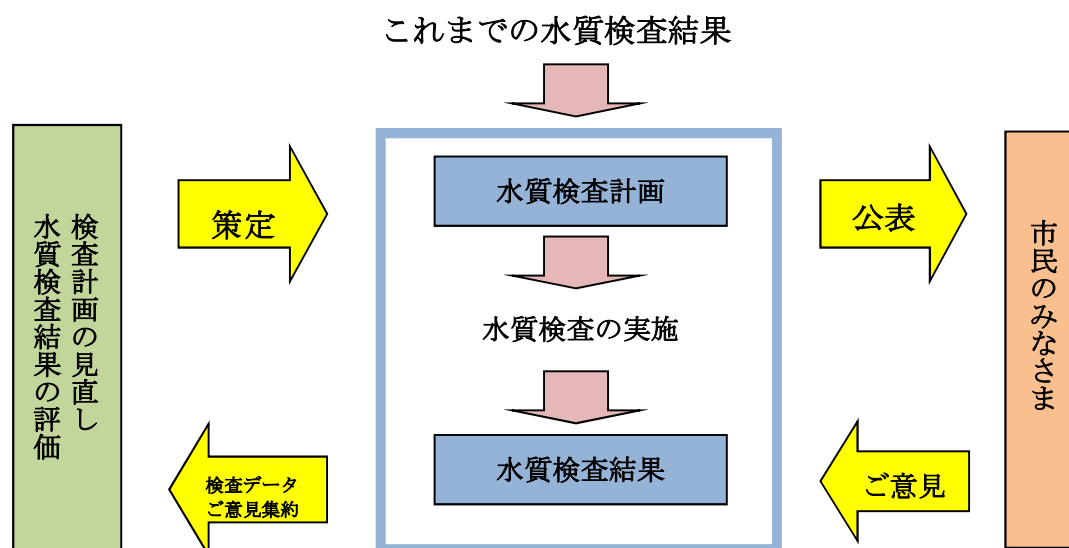
市民のみなさまに、安心して水道をお使いいただけるよう、市では水質検査計画と検査結果を公表します。

検査計画は、年度ごとに、前年度の3月末までに策定し、市のホームページに掲載するほか、市役所上下水道課でもご覧いただけます。

検査結果についても、市のホームページ及び市役所上下水道課でご覧いただけます。

(2) 水質検査計画の見直し等

水質検査が市民のみなさまにとってより身近なものとなるよう、水質検査計画の見直し・策定には、下記のとおり市民のみなさまがたからのご意見を今後の水質検査計画に反映させていただきます。



Ⅷ 関係機関との連携

水質汚濁事故や水系感染症の発症などがあつたときは、国・県・峡北地域広域水道企業団、及び近隣水道事業体などの関係機関との情報連絡網を活用し、速やかな情報交換をするとともに、連携した迅速な対策を行います。

この水質検査計画についてのご意見をお寄せください。

市民のみなさまからのご意見は、今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。



■お問い合わせ

韮崎市上下水道課

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

電話：0551-22-1111(代表)

メールアドレス suidou@city.nirasaki.lg.jp